

平成28年度 京都市立静原小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 目 的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。

学校の中では「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

ア 組織名

- ・いじめ対策委員会

イ 構成員（職名又は校務分掌）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 教育相談主任 学年主任
生徒指導部担当教員 スクールカウンセラー

ウ 役割・取組内容

- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・「学校いじめ防止基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事案への対応
- ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定
- ・「取組評価アンケート」、「いじめ防止対策委員会」、「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定
- ・未然防止の取組の年間計画の決定
- ・個別面談や教育相談の時期や回数の決定・

エ いじめ対策委員会の開催時期

- ・原則として月1回（年間予定に別掲）

3 基本的施策

(1) 学校におけるいじめの防止

ア 授業改善の充実

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容や学習形態の工夫。
- ・少人数授業の推進
- ・個の見取りを核とした授業作り。児童の思いに寄り添う単元構成の構築。
- ・自主学習プリントの工夫

イ 道徳教育の充実

- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の、意図的、計画的な実施。
- ・全学年一斉に取り組む「道徳の日」の設定。

- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施。
- ・地域ボランティア、ゲストティーチャーを活用した人権学習、道徳の授業や講演の実施。
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施。

ウ 体験活動の充実

- ・長期宿泊学習の取組を通しての仲間づくり。
- ・学校行事などを通しての人間関係づくり。
- ・総合的な学習、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進。

エ 児童生徒が自主的に行う活動の充実

- ・学校内人権月間、週間による児童の「いじめ」撲滅キャンペーン
- ・児童会主催の人権集会の実施。
- ・異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成。
- ・縦割り活動によるピアサポート体制。
- ・地域、PTAとともに取り組むあいさつ運動の実施。
- ・いじめ防止に向けた標語、スローガン、ポスターの作成と掲示
- ・朝会等を利用しての感動体験発表。

オ 児童生徒へのはたらきかけ

- ・人権集会の中でのいじめに関する職員劇。
- ・非行防止教室の実施と事後指導での全学年への発信。
- ・学級通信等での「コラム」の有効活用。

カ 保護者の啓発

- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動。
- ・非行防止教室の保護者参観。
- ・学校説明会の中での「学校いじめ防止基本方針」の発信。

キ その他

- ・評価アンケートの結果の分析と、PDCAサイクルでの見直し。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 児童生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートなど

- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートを利用した「いじめ」の兆候の早期実態把握。
- ・クラスマネジメントシートを活用した「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し。

(イ) 教育相談など

- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施。
- ・教育相談週間の設定と、週間前の児童に対するアンケートの実施による発見の強化。
- ・SCとの連携による教育相談

イ 相談体制の整備

- ・定期的な家庭訪問の実施による相談機会の確保。
- ・定期的な「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築。

ウ その他

- ・登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築。

(3) 教職員の資質向上（校内研修）

- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底。
- ・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上。
- ・いじめ事案ごとのミニケース検討会の開催。
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。
- ・生徒指導ハンドブックを使用して、いじめ発見時等の対策の研修会の実施。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラルの学級活動の強化。
- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解。
- ・SNSを使つての「いじめ」対応の事例研修。
- ・家庭教育学級、地生連等を活用しての地域への啓発。

4 いじめが起きたときの措置

- ・速やかな対応，丁寧な聞き取り，正確な事実関係の記録。
（被害の態様，状況，構造，動機，背景など）
- ・組織的（担任任せにならない）な対応。
- ・重大事態の防止。
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応。
- ・加害児童への責任ある指導。
- ・保護者との連携。
- ・学級，学年等の集団全体を見据えた指導。

5 重大事態への対処

- ・京都市教育委員会への報告と相談，調査主体等の協議。
- ①生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ②相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- ③児童や保護者から，いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・調査組織で，事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進。

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと，資料の提出など，調査への協力。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし，年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	いじめ対策委員会① 職員会議「学校いじめ防止基本方針」の共通理解	道徳の日 縦割り活動の結団式 1年生を迎える会		学校説明会 学級懇談会
5	いじめ対策委員会② 学級経営方針の交流会 SCによる子を見取りの研修会	道徳の日 運動会 縦割り活動での遠足，集団遊び。		家庭訪問週間 自由参観
6	いじめ対策委員会③	道徳の日	第1回いじめに関するアンケートの実施 クラスメツグメントシート活	日曜参観

			用によるいじめ実態把握 と学級経営見直し	
7	いじめ対策委員会④ 年間の取組の見直し①	道徳の日	教育相談週間	個人懇談会
8	いじめ対策委員会⑤ 「いじめ」に特化した研修会①			
9	いじめ対策委員会⑥	道徳の日 長期宿泊学習		学級懇談会 家庭地域教育学級
10	いじめ対策委員会⑦	道徳の日		
11	いじめ対策委員会⑧ 「いじめ」に特化した研修会②	道徳の日 学習発表会	第2回いじめに関するア ンケートの実施 クラスマネジメントシート活 用によるいじめ実態把握 と学級経営見直し	
12	いじめ対策委員会⑨ 年間の取組の見直し②	道徳の日 人権集会	教育相談週間	道徳・人権学習の授業参観, 懇談会 個人懇談会②
1	いじめ対策委員会⑩	道徳の日 非行防止教室		
2	いじめ対策委員会⑪	道徳の日		新1年入学説明会 学級懇談会
3	いじめ対策委員会⑫ 年間の取組の見直し③	道徳の日		
※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。 ・ 「年間の取組の見直し」(PDCAサイクルの期間) ・ 「いじめに関するアンケート」 ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議」 ・ 「校内研修」 ・ 「未然防止の取組」(学年又は全校の取組) ・ 「個別面談」「教育相談」				